

### (3) 教育相談事業

“不登校”をはじめ様々な問題をかかえる児童生徒の改善・解決を図るために、教育相談の時間を設け、毎日午後に来所する児童生徒・保護者・教師等の相談に応じている。なお、電話による相談にも、隨時応じている。

以上が、本教育相談部における事業の概要であるが、これらの事業のより一層の充実を図るために、次のような課題に適切に対応する必要がある。

#### (1) 人間尊重を基盤にした教育相談の実施

昨年11月の第44回国連総会で採択された「子供の権利に関する条約」を待つまでもなく、相談内容の秘密厳守については、十分意を尽くしてきたところであるが、今後はさらに、子供の人権尊重の立場を厳しく貫く姿勢をとることが求められる。

このようなことから、ややもすると訓育的指導に陥りかねない生徒指導から脱却して、十分な児童生徒理解に基づいた、より予防的・開発的な指導援助が推進されるよう、教員の意識の改革を図ることも急務である。

#### (2) 講座内容の拡充

学校カウンセラー講座初級を、全面的に各地区での開催とし、受講者数の増加を図り、本センターでは、その中級・上級の講座内容の質的向上を図りながら、より対応力のある教員の養成

に努める必要がある。

#### (3) 不登校児童生徒に対する「適応指導教室」の試み

文部省では、本年度の新規事業として「適応指導教室」を全国14ヶ所委託し実践研究に入っているところであるが、本センターにおいても、不登校児童生徒の個別カウンセリングにより自立心・社会性・協調性を育て、学校生活への適応力を育成するための「適応指導教室」のあり方について検討する必要がある。

#### (4) 各教育相談機関等との連携

本センターでは、以前より、福島医科大学との連携を図りながら相談業務を推進しているが、多様化する問題行動に適切に対応するには、各教育事務所・精神保健センター・保健所等及び優れた指導者（学校カウンセラー講座上級受講修了者等）との連携を図るなど、相談のネットワークを拡充していく必要がある。

#### (5) 資料の整備とより機能的な相談体制の確立

本教育相談部開設以来の豊富な相談事例を集大成し、その資料を基に、問題行動をもつ子どもへの指導で悩む各学校のニーズに応えられるような相談体制を確立する必要がある。

